
第4回 日吉津村議会定例会会議録 (第3日)

平成30年12月5日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成30年12月5日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(9名)

1番 河 中 博 子	3番 松 本 二三子
4番 加 藤 修	5番 三 島 尋 子
6番 江 田 加 代	7番 橋 井 満 義
8番 井 藤 稔	9番 松 田 悦 郎
10番 山 路 有	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志 会計管理者 深 田 珠 生

午前9時00分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

平成30年12月第4回定例会本会議3日目を開会します。

12月となりまして何かと気ぜわしいところと思います。また、ここ寒暖の激しい毎日となっています。村民の皆様ともども健康管理には十分に気をつけていただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第1、一般質問を行います。

本日の一般質問は、2日目となります。ここで通告者の紹介をいたします。

通告順6番、江田加代議員、この後、午前9時から行います。通告順7番、松本二三子議員、午前10時から行います。

それでは、通告順に質問を許します。

江田加代議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。私は、今回3点にわたって質問いたします。

まず、1点目です。1点目は、村職員の服務規程の実践状況について質問いたします。

地方公務員法30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とあり、第31条に「服務の宣誓をしなければならない」とあります。本村での実践状況について伺います。村長の答弁よろしく願いいたします。

2点目です。2点目は、就学援助が後退しない対策を求めて質問いたします。

前回の6月議会で、生活保護費削減が就学援助等の基準に影響しない措置を求めて質問いたしました。その後の新聞報道で、当初は保護費削減に連動させずに就学援助認定基準を維持していた自治体や、負担を緩和させる経過措置をとっていた自治体その後変化していると報道されています。ことし10月からの生活保護費削減の影響については、年度途中での引き下げであり、すぐに影響は出ないと考えられますが、これまでも就学援助がもろに影響を受けています。就学援助は子供たちに教育の機会均等を保障する貴重な制度であり、制度の縮小にならない措置を求め、再度質問いたします。教育長の御答弁よろしく願いいたします。

最後に、3点目です。高齢者に福祉灯油をとということで質問いたします。

4年前、私たち日本共産党の日吉津支部で行った暮らしのアンケートで、灯油代にも事欠き、医療を受けないようにして生活を防衛していても、医療・介護保険料は、年金から天引きされてしまう、介護保険から脱退できないものかの声が寄せられていました。また、厚生労働省の調査で、ことし8月に生活保護を利用した世帯は、前月より増加、特に65歳以上の高齢の単身世帯の増加が目立ち、配偶者の死亡でひとり暮らしとなり、年金収入の減少などで生活困窮に陥る高齢者単身世帯がふえている状況が示されてきました。高齢者に寒い冬を少しでも快適に過ごしていただけるよう、福祉灯油の配給を提案いたします。村長の御答弁よろしくお願いたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 江田議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、村職員の服務規程の実践状況はという質問でありますけれども、職員の服務につきましては、議員の御質問のとおり、地方公務員法第31条で服務の宣誓として「職員は、条例に定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない」というふうに定めております。日吉津村職員の服務の宣誓に関する条例第2条に基づき、新たに職員となった際に、入村式において、条例で定める宣誓書に署名し、宣誓した上で職務を行っておるわけであります。その後も職員として、服務の基準を遵守し、全体の奉仕者として職務に専念をしなければならないということでもありますので、いわゆる全体の奉仕者という言葉が、現代の時代の中では多少形骸化しそうなところもありますけれども、地方公務員に限っては、そういうことにはなりませんので、常々、職員は、機会あるごとに、全体の奉仕者であるということを肝に銘じながら職務に全うをしていくことが大事だというふうに考えておるところであります。

次に、就学援助が後退しない対策ということでは、これは教育長に答弁を求めていらっしゃいますので、教育長をもって答弁をいたします。

3番目の高齢者に福祉灯油をとという質問をいただいておりますが、福祉灯油は高齢者や障がい者世帯、ひとり親世帯などの住民税非課税世帯を中心に、灯油代の一部を市町村が補助する制度として、主に北海道や東北の寒さが厳しい地域で実施されております。過去には、平成19年度に国の特別交付税措置で、また平成26年度には国の緊急経済対策として国の全額援助を受け、鳥取県内ほとんどの市町村で実施をしております。当時は灯油高騰の対策として実施をされましたが、現在は灯油価格も比較的落ちつき、逼迫性が低くなったということで、国に実施の動きはありません。また、経済も非常にいいという状況にあるわけですので、本村として現在灯油価格の、灯油を福祉灯油として村民の皆さんに、生活にどちらかといえば、経済的に厳しい

世帯への灯油代の一部助成ということを考えておりませんので、御理解をいただきたいと思いますが、本村としては助成対象者は多少異なりますけれども、障がい者や高齢者が日常生活を送る上で必要となる経費の助成として、村独自で福祉年金を支給したり、タクシー券を発行をしているところでもあります。非常にタクシー券は利用価値の高いといえますか、そういう利用をしていただいておりますというふうにも聞いてもおります。

これからも経済的な負担の軽減のみならず、行政、地域包括支援センター、福祉事務所等、関係機関が連携を図りながら、一人一人の生活状況に合わせて寄り添いながら支援に努めてまいりたいというふうに考えているところでもありますので、御理解をいただきますようお願いをいたしまして、以上で江田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

申し上げましたように、2点目の就学援助が後退しない対策をとということについては、教育長をもって答弁をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 江田議員の一般質問にお答えいたします。

2点目の就学援助が後退しない対策をとという御質問でございました。平成30年10月以降の生活保護基準の見直しに際しまして、平成30年1月19日に行われました閣僚懇談会におきまして、見直しに伴いその他の制度に影響が出ないようという確認がなされているところでございます。そのほかの制度の中に、例として地方単独事業の準要保護者に対する就学援助が上がっておりまして、国の取り組み、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼するでございます。これを受けまして、文部科学省から、平成30年6月25日付事務連絡におきまして、各都道府県教育委員会を通じ各市町村教育委員会に情報提供が行われました。他の自治体で事業の縮小をしているという御指摘でございましたが、そのことにつきましては、各自治体ごとの単独事業ですので、私どもとしては承知していないところでございます。以前にもお答え申し上げましたように、日吉津村は基準を変更し縮小するというようなことは行っておりませんので、そのように御理解をいただきますようお願いをいたしまして、江田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） これより再質問を許します。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） じゃあ、再質問いたします。よろしくお願いいたします。

職務規程のことについては、村長の御答弁のように全体の奉仕者というところについて、少し形骸化が心配されるというような御答弁だったと思います。そういった状況にあるという。機会

あるごとに、肝に銘じて職務に当たるようにというふうに指導されているということです。私、きのうの同僚議員の一般質問の中の御答弁の中で、自助・共助が少し難しくなってきたという答弁がありました。それで、高齢化が進んで公の力だけでは支え切れない状況になりつつあるという辺について、本当に地方は確かにそうだと思っております。そこでこの職員の職務規程について、職員さんにどういうふうに御指導されてるのかなとか、そういったことをお聞きしようかなと思ってたんですけども、私、村長自身が日吉津村の職員になられて、今日まで随分長い間、この職務に携わってきていただいております。村長自身にお伺いしたいんですけども、自助、共助が難しくなってきたということを考えたときに、このいってみれば職務規程も、宣誓した職務規程の宣誓書の内容を見ますと、「私は、ここに主権が国民に存すること認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います」ということから始まっています、宣誓書がね。あと、続いて、「私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います」、というふうにして村長も宣誓書に署名されたんだと思います。その後について、私、住民さんの中から少し自助、共助に疲れてきたというような、その言葉ではないんですけども、私、ちょっと老人会の少しお手伝いもさせていただいてますけれども、例えば仕事を退職して退職後もう少し自由に過ごしたかった、やりたいことをやって。だけれど、このごろもう何か役場からのいろいろなお仕事があって、なかなかそれもままならんということで、なかなか老人会の役員が決まらないのです。そういうことになってます。私、これもやっぱり村長が言っておられます、全体の奉仕者としてということが、なかなか実践しにくいってというようなことに全て集約されてきているのかなって思うんですけども、そういった住民さんの声をいかが受けとめられますでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 自助、共助が一人の村民の皆さんが、皆さんが全部そうとは限りませんが、いわゆる日本というのは農耕民族だと思っています。基本的には、狩猟民族ではない、農耕民族。ということでは、戦前までは農業をともに労働力を供給し合いながら、それぞれの家庭を支えてきたということだと思っています。農業において、戦後、機械化が急速に進みましたので、戦後の高度成長期には、自己完結型農業などといわれて、非常にもてはやされました。それは、機械を入れて、全ての農業を自分で収穫までしてしまうというスタイルが好まれました。このときから、この辺から、ともに労働力を供給し合うという集落の共助といいますが、そういう力が薄らいで

きた、その意義も非常に少なくなってきたということが今日のあらわれで、農業においては、それこそきのうからお話をしておりますように、担い手に85%も集約をしようというような方向ですので、到底その地域の力や隣近所の力で自治体や自治会の中が存続していくことが大変になった時代に来たということだと思いますけれども、そういう中でこのごろは、阪神・淡路に始まって、東日本大震災、それからこの近年では、熊本であったり、北海道であったり、本当に災害にいとまがない、それこそ災害は忘れたころにやってくるということではなしに、忘れる間もなくやってくるという中で、やっぱり地域の中で特に発災時は、行政の力が届かない、届きにくいということがございます。悪く言えば、表現として悪くいうのは、行政が災害時の何番バッターかということは、1番が災害時の隣近所、2番がボランティア、3番が消防団だったでしょうか、それから4番が行政というような悪い見方もあるわけでございます、いざ災害時、発災時はやっぱり隣近所が支え合わないとできないということでもありますけれども、ここに至って高齢化が進んできましたので、災害時もさることながら日常生活も地域包括ケアという考え方が出てきました。我が事丸ごと地域共生社会の実現というようなことが言われ出してきておりますので、そういう意味では行政も災害のときなどを考えたりしますと、なかなか地域の中でしっかりとした支えができにくくなるということは明白でありますので、そのためには、どうしても地域の中で自助と共助の力を持続し続けてほしいという願いがありますし、それからそれは一人一人の力に応じて共助の役割を果たしていただければいいのかな、果たしていただきたいなというふうに願うものであります。ですので、往々にして忘れられがちな共助ということを、やっぱりもう一回皆さんと、村民の皆さんと一緒に、組み立てをしていく必要があると思っております。コミュニティの取り組みについては、やっぱり行政の職員が支援スタッフとして自治会に割り当てをしておりますけれども、あくまでもこれは地域をつくっていくときに、どんな議論をしていくのかということの手助けはできますけれども、いざというときには行政の職員はここで災害の指揮に当たりますので、そのときの自助や共助の力を日ごろから議論をしていただく組織をつくっておかなければならない、そんな日常生活ができるような自治会にしておきたいということで、コミュニティの取り組みもさせていただきたいということでもありますので、高齢化社会がこれからも進み、さらには人口減少も進んでいくということで、非常にそれぞれの自治会の中で役割を演じていただいている方々には、負担感が増えてきておるといふことかと思っておりますけれども、そういうことではなしに、また多少考え方も切りかえていただいて、楽しい取り組みになるようなことも必要かなというふうに感じておるところでありますので、有意義に物事を捉えていただきたいと思いますというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 私は、現実的に災害時には、絶対隣近所が助け合うっていうことは大事なことで、それなくして人命を守るっていうことは、まずできないなっていうことは骨身に感じております。ただ、やっぱり改めて職員のサービスの宣誓をされて職員になられたんですけども、そもそもということ考えたときに、やっぱりその辺はこういったときだからこそ、そもそも自分たちは役場の職員としてどう働かんといけんかなということ、やっぱりここに立ち返ってみるということがすごく大事だと思います。私もこれ職務の服務規程というの議員になってすぐだったんですけど、憲法の学習会というの行きました、憲法99条の話から議員も憲法を守る義務があるんですかとかみたいな公務員のというような講義を聞いたときに、議員も憲法を守る義務があるんですか言ったら、当然ありますよって言われたんですけど、ですから、こうして質問しながら自分にも言い聞かせております。でもそもそものことを考えたときに、自助、共助という言葉が非常に弱い立場の人にとってはきついです。強い方、元気な方にとってはいいんですけども、何か自助、共助ということを言われると、自分が迷惑をかけてる、自分に何か責任があるというところに、そこにいってしまうんです。これはもちろん元気な方にはなかなか理解しがたいことかもしれませんが、そろそろ今までずっと、現職を退職された方がいろいろ村の行事ごとに参加されてきたんですけど、疲れたという、自助、共助の言葉にも非常に責任を感じたりされているのが実態だと思います。そうしたときに、このそもそもというところをやっぱり考える必要があるなと思ったんですけども、私、この職務規程を読んでいまして、やっぱり村民の福祉の増進に努めるということが題目じゃないかなっていうことを思います。そうしたときに何かっていったら、服務規程にもありますけど、やっぱり私は生存権条項がきちんと守られているかっていうことを、それを守るために村長を先頭に丸となって働いていただきたいなと思います。25条の一条で生存権というものがどういうふうにして守られなければならないかということも、地方自治の基本原則というところで定められていたりしますので、そうするとやっぱり今の社会保障がどんどんどんどん削られている状況の中では、じゃあ何をしないといけないか、住民の安全、健康及び福祉を保持するというのが地方自治法にも定めてありますけれども、そのあたりのその原点に戻っていただかないと、本当に先が見えないというふうには私は思うんですけども、そのあたりこの職務規程のこれを改めて考えてどうこうというようなことは話し合いになったりしないしないんでしょうか、職場内で。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 精力的にそれぞれの地域の中で、自助、共助、共助、特に共助だと思

ますけれども、そこに精力を注いでいただいて、多少疲れたなあという感じをお持ちの方があるということですが、この方については、先ほども申し上げましたように、多少力を抜いてもらうのがいいのかなという気がしてますし、住民の選択としていわゆるどんな村民がいらっしゃるかということは、全てその方の選択肢であって、例えば勤めが忙しいのでとても地域のことにかかわっておれんという方もいらっしゃるわけです。その方も村民です。それから、まあ一生懸命やるぞと、ということに意気を感じてボランティアをされる方もあるわけでありまして、この方も村民ですので、これは、村民という考え方からすると勤めが忙しくて寝に帰るだけの状態だという方も村民でありますので、そこに区別や差別はないわけですので、例えばいざというときもですし、通常の日常生活の中でもできることの範囲で役割を、役割という言い方はありませんけど、それが不適切かもしれませんが、そこでそれぞれの背景の中で御判断をいただくということになろうかと思えます。それで何ら異を唱えるわけでもありませんし、そういうこととお互いの生活を認め合っていくのが村民だというふうに思っています。

それから、職員の服務規程を考え直すという意味では、もっと住民に寄り添えという意味のかなというふうに受けとめたところでもありますけれども、住民の福祉、それから住民の皆さんの生存する権利をどんなふうに地方自治体が提供をしていくのかということだと思いますけれども、それは一つ一つの我が村の事案を考えていただきますと、先ほどお答えしましたけれども、一人一人の状況に応じて統一的な横一線のタクシーではなしに、一人一人の生活状況に合わせ寄り添いながら支援をしていくというふうにお答えをしたところでもありますので、やっぱりこれから求められるのは、一人一人の状況に応じてどんな支援をして、その一人一人の方がその力において、持たれる力において地域の中で生活をしていかれるのか、じゃあそのためにどんな支えをしていくのかということが大事ではないのかなというふうに思います。かつての横並び的にあんまり基準を考えずに、横並び的に差別給付をしたり、福祉政策をしていくということではなしに、このごろの例えば障がい者の自立支援の給付においても、本当に一人一人の状況に応じた給付が非常にメニューとして広がってきておりますので、やっぱりそういう傾向に移りつつあるということで、まだまだ不十分さがあるというふうには思いますけれども、順次そういうことが政府も我々地方自治体も一人一人の状況に応じて、これは非常に難しいことです。行政というのは、どちらかといえば、例えば投票をして、何かのことで投票をして、51対49の時には、51の方を選択をしますけれども、どれだけ49のほうの人をカバーした政策をしていくのかということが大事なところでもありますけれども、この49をこのごろの時代、これからの時代は、この49の一人一人、51の一人一人も大切に支援をしていくという方向にシフトがされてきたというふ

うに感じておりますので、この傾向はさらに強まっていくであろうし、我々もそれこそ村民の皆さんの一人一人の状況に応じて支援をしていくということでもありますので、そのような考えで進んでおりますので、職務規程の協議ということでは全体の奉仕者というところを、やっぱりそれは基本として持ちながら、持ち続けながら、それぞれの状況に応じた行政を展開をしていくということだと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 先日の一般質問の御答弁の中にも役場職員の退職後、自分の地域に帰って、帰ってというと、地域の中でどういった身の振る舞いをするかということが大事だというふうな御答弁もあったと思います。今の村長の答弁で、51対49で、この49の人をカバーした政策ということにも大いに力を入れていかないといけないということについては、本当に私自身はそれを聞いてうれしかったなと思っております。決してその49をないがしろにされているというふうには思っておりません。それぞれの方がいろいろ自分の力を最大限発揮して一人一人が頑張っておられますので、そこに寄り添って職務を遂行していただくということを今お聞きしてうれしかったです。私、この職務規程を読んだり宣誓書を読んだりして思ったんですけども、やっぱりこうして役場の職員さんというのは、日吉津村って人口の少ないちっちゃな村です。役場の職員さんから、されておる仕事を通じて、いい面では住民を育てていただけるし、また地域を育てる大きな力になっていただいているなと思っております。ですから、本当に現職、在職中にそういった力を、そういった宣誓されたもともとのそもそものそこに時々、常に立ち返ってほしいんですけども、そういうことで力を蓄えていただいて、退職後また地域で地域の住民を育てたりとか、地域を育てたりとかいうことに大いに貢献していただけたらと思うし、いただきたいなというふうに思っております。そういった意味で私は改めて、この本当にこの職務規程、入村されたときにこうして宣誓されたことを常に振り返っていただきたいなということを申し上げておきたいと思っております。

次に、村長のほうですかね、灯油の件についてなんですけど。私、ここちょっときのう、きょうと暖かいんですけども、どんと冷えたときにこれ思ったんです。あっ、これ一般質問せんといけんって。そして灯油がぼんと値上げになりました、最近。今下がっておりますけれども。ガソリンでも160円とか、そこに届きかけてましたので、私これは、本当に寒いとき、去年の寒さはとても厳しかったんですけども、本当に暖房のないところで、じっと耐え生活しておられる方を見たりしまして、これは福祉灯油をぜひ寒くなるまでに一般質問に取り上げないといけないなと思っておりました。やっぱり寒くなると特に独居だったりしますと、本当につらいことで

すので、いろいろタクシー券とか、そういったことを配付していただいていますし、福祉年金も村
独自でやっていただいておりますので、ですけれども、本当にこの今の一人一人に寄り添ってと
いうことでしたので、寒い冬を元気に越していただけるような対策を、特にちょっと暖かくなっ
たらふっと忘れてしまいそうなんですけども、また去年のような寒さがきたら、きっと本当に引
きこもったような形になられますので、そこの対策をよろしくお願いします。いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） これは、担当課長の意見もちょっと聞いてみたいなという気がしており
ますけども。

今、フランスが大変な暴動が起きてます。大変なことになりそうで、あります。が、それはガ
ソリンの価格を上げるという政府の方向があるということです。極論で言うと、マクロンさんは
首相ですか、若い首相だということですけども、灯油が上がるなら電気自動車を買えという言い
方をされておるとい、まあ本当にそうかどうか疑問を感じますけれども。いろんなことで生活
弱者の方についてはさらに、さまざまな条件がありますけど、一くくりで言って申しわけないで
すけども、そういうことでタクシー券の配付などをしたりしておりますので、そういうものと一
緒な物の考え方をするのかなということで、承りました灯油の件については、意見を賜ったとい
うことで、今どうだこうだという返事はしませんけれども、自分の中で一つの考えも固まりつつ
あるという気がしておるところであります、担当課長がどう……。それでは、ちょっと困ると
思いますけど、担当課長答えさせます。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

この福祉灯油の制度ですけれども、先ほど村長の答弁で申し上げましたように、平成19年と
平成26年に国の施策で行っております。それでそのときの灯油の一般小売価格の全国推移とい
うのが平成に入ってからずっと落ちついていたんですが、平成18年度から急上昇をして、平成
20年の8月には過去最高値になったということがございます。それからまた落ちつきを見せて
いたんですが、また平成25年ぐらいから急上昇しまして、そこで大きな山が二つあります。そ
のときに国のほうが制度として動かれたということになっております。本村はそのときに5,00
0円とか6,000円の灯油券の助成を、生保世帯そして非課税世帯、全世帯にお配りをさせてい
ただいてる、そういう施策をとってきております。それ以後、一回また灯油が落ちついてきたん
ですが、先ほど江田議員がおっしゃいましたように、また最近、ここ2年ぐらい上がってきてお
ります。それがまたそれまでの制度、26年までの価格にはなっていませんけれども、このまま

上昇するようであれば何らかの施策が打ち出されるんじゃないかなというふうには思っております。もちろん出されたら、本村としても、ともにそれにのっかっていくというつもりではおるんですけども、村独自としても、やはり制度がなければいって何かを手を打つ必要があるのかなというふうには感じております。全世帯ということにはならないかもしれませんが、福祉という立場でいけば高齢者の見守りですとか、1人世帯の見守りそういったものはふだんからしておりますので、やはり個々の生活状況に合わせて、どういった状況にあられるかということでは、見て灯油が必要だということであれば、その辺で対応をしていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 今、灯油の価格が本当に上がったり下がったりなんだなということと思うんですけども、ぜひともこの灯油価格がまた今もそんなに安くないですので、このまんなま高くなったりとかいうときには、国の制度もあるんですけども、それなりの対応をとっていくということで受けとめました。資料をいただきましたけれども、本当に独居の世帯がふえておりまして、独居の方っていうのは厚生労働省の調査のように2人住まいの方が片方お亡くなりになって年金を1人分の年金で生活するということは非常に厳しいっていうこと、ほとんどの方がおっしゃいますので、そのあたり先ほど村長は、経済状況が落ちついてきたということもあるという御答弁でしたけど、住民からすればそういった感覚全くなくて、ぜひともそこにこの独居の方は本当に雪が降ったりすると特にまた気分もめいってしまって大変な寂しさといいますか、そういったところで、じっとこらえておられますので、ぜひ足を運んでいただきまして見守りよろしく願いいたします。

続きまして、就学援助のことについてですけども、以前もこういったことがあったんですけども、資料をいただきまして、思うんですけども、特に生活保護基準の就学援助の支給対象者の数を見ますと、平成の24年あたりから対象者がふえてきておりまして、こないだいただいた資料を見ますと平成30年度はあわせて27人、全体の児童数からすれば14.01%ぐらいの方が対象になってるんだなというふうに思いましたけれども、この近年、平成25年あたりからこうしたふえた背景はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

まず、所得の関係で申請ということになってきますので、その所得がなかなか多くないという家庭があるという部分と、それからひとり親家庭の方がふえてきておられるのかなというところ

もあります。これは、以前からの質問でもありますように、どのように周知をしているのかと、事業周知をしているのかということではありますと、家族構成が変わりますとお届け出をさせていただくようになっていきますので、そういったときの窓口対応等で事業の説明等もさせていただいてます。ひとり親家庭の方が必ず対象になるということではありません。所得の多い方もおられますので、基準に該当しない方もありますが、この対象の中での家庭で見ると、そういう家庭も多くなったのかなというところもあります。

あと年に何回かこういった基準の制度の説明をさせていただいています。就学時健診、入学時説明会、それから全児童にこういった制度のチラシを年に1度持って帰るということでの事業の紹介をしていますので、そういったものを見られたときの事業紹介ということもふえてきていますので、そういったことが認定者のふえているという状況になるのかなということ。あと福祉事務所のほうで、村で福祉事務所をつくっていろいろと生活困窮の家庭の方を訪問等、窓口相談等しておられます。そういったところから教育委員会への橋渡しがあったりということもあります。あと、29年度からスクールソーシャルワーカーを入れさせていただきました。これも生活困窮ばかりではありません、いろいろな課題を抱えている家庭、児童とのかかわりを持っていますが、その中でやはり出てくるのが所得と生活の困り事というようなこともありますので、そういったところからのかかわりもあって、申請をされるということの件数もふえてきています。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） わかりました。本当に平成は、23、24年あたりは児童に対する援助率というのが、4%、5%、3%、そういったレベルだったのが、現在14.01%ということですので、お尋ねしました。私、この保護者の皆様へのお知らせというのは改善版ですか、これは、これもいいなと思ってます。こういった方が対象になりますよということがここに説明もしてありまして、以前のものよりいいなと思って読ませていただきましたが、こういったことを見て申請してこられる方いらっしゃいますか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

先ほどもお話をしましたが、これは、入学説明会の際の資料配付ということで右肩のほうに書いてある資料なのか、就学時健診のものかというのはわかりませんが、これは新入学の方に特別にその会の中で口頭でもあわせて説明をしています。あと、在学児童には紙を配付するだけなんですけど、やはりこの紙を見てある程度の所得を目安に相談に来られる方もあります。以前のチラシのときでも、チラシを見ての問い合わせはありましたが、これである程度の所得の目安が

くのかなというところがあります。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） やっぱり、何といいますかね、いつも気にするのがボーダーライン上にいらっしゃる家庭というのは、ちょっと出費がふえた、医療費がふえたとか、いろんなちよっと出費がふえると生活保護並みの生活水準になってしまいますので、そういった意味ではこうして就学援助を取りこぼさずに皆さんをすく上げるということになったんだなということで評価しております。今後ともこの基準を変更して、このたびの生活保護基準の引き下げに伴って波及しないようにということについては、基準を変更して対応していくということによろしいですか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） このたびの基準というところで額をどのように10月1日に変えられるかという部分については詳細はまだ入っておりませんが、これは年度当初に確認をした基準で計算をしています。この以前にも、何年か前にも生活保護基準が基準額を2種類の中から計算した中で低いほうをとるといようなことがあったときがありますが、そうではなくて、条件のいいところをとって、条件がいいというのは認定の緩やかなほうに、認定されやすいほうな基準をとって行ってほしいという意向が国のほうからもきていましたので、それに合わせています。このたびのものが再計算したときにどうなるのかというのは、それぞれでまた基準額が違いますので、それは計算をしますが、そのときに対象外になる場合にも、対象外にはしないということになっていますので、そのような措置をさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） ありがとうございます。ぜひともそのボーダーライン上のことが、前回もお話ししたと思いますけど、そういった人たちが漏れないような対策を強めていただきたいと思います。ありがとうございます。以上終わります。

○議長（山路 有君） 以上で江田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 続きまして、松本二三子議員の一般質問を許します。

松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 3番、松本です。今回は2点について質問させていただきます。まず、1点目は、変わり行く村へどう対応するかです。

①として、奇跡の村と言われるほど人口もふえ続け、目標数3,600人も目前となっています。

12月1日現在で総人口が3,578人、1,218世帯ということでした。人口増加のスピードが思ったより速いように感じるのですが、これは想定内なのでしょうか、何か困ったことは起きないのか、速い増加の大きな原因は何と考えられるのかお聞きします。

②として、田畑が宅地に変わり、新しい家も建ち並び、国道431号沿いのコンビニでは村内外からのお客さんが利用されています。その近くに新店舗が建つと聞いて久しいのですが、今でも危険だとされている周辺の道路は大丈夫かお聞きします。

③として、人口増加と子育て支援などで日吉津村に視察に来られるところが多くなってきました。村をアピールするよい機会でもありますが、役場前に日吉津村役場という看板なり、何も無いというのを言われることがよくあります。東側の玄関ではなく正面玄関に設置できないかお聞きします。

④として、公民館、図書館、健康増進の3つの機能を備えたヴィレステひえづがオープンして3年半になります。当初期待されていた姿になっているのかお聞きします。

出会いストリートでの展示やホール、図書館の利用などで村外の方にも多くきていただいています。駐車場などがわかりにくいのではないかという意見もありました。これもお聞きします。

⑤として、家を建て新しく自治会に入られる世帯も多くなり、運動会や地域のイベントなどで参加してもらうように自治会で促す努力も必要だとは思いますが、いざという、特に防災の面からは一、二年で交代する班長さんや自治会役員だけの力では困難なように感じます。各自治会に役場職員をというお話はどうなっているのか、コミュニティの強化は急務でないのかお聞きします。

次に、2点目として、最近の地域の困り事はどうかということです。

先日、防災無線で電話による無料買い取りの話から家にまで押しかけてきたという案件が日吉津村内で起きたと放送がありました。私も歩いていますと、そのほかに、道路にはごみや犬猫のふんがあったりと、こういうことが村報にも毎回のよう困り事として掲載されています。ごみの分別や野焼きなどについても自分のこととして考えてもらえる方法はないかお聞きします。必要がありましたら再質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 松本議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、変わり行く村へどう対応するのかということでございます。人がふえ続けていますので、全国の自治体からすればうれしい動きかなということで、課題も、さらには気のつくことも多いということかと思いますが。

まず3,500人の人口は想定内であったのかということではありますが、その中で困ったことはないのかと、さらには人口増加の大きな要因はということでもあります。27年の9月に地方創生総合戦略を策定をして、2060年の人口が3,600人を目標だということによって定めたわけであり、27年から31年までの5年間の数値目標は、人口3,500人としておりました。予想より早いペースで平成28年3,500人を超えたということでもあります。推進会議に諮って、3,550人に上方修正をしたところでもあります。人口増加の要因といたしましては、当初の流動化促進により集合住宅や宅地分譲地が多く出たことや、あわせて新築住宅借入利息補助、子育て支援事業の充実などを図ったことが上げられるというふうに思っています。村の総合戦略の新築住宅借入利息助成は、40歳以下の世代で30万円を3年するということですので、これが非常にいいなという話を聞いて、助かってますという声を聞いたりしております。それからもう一つは、新築住宅の建築が、いわゆる消費税の引き上げの駆け込み的な要素も多少あるというふうに業界のほうから聞いておるところであります。うちの村の状況をいいますと、宅地に供給されずにおった土地が、そして、かつては一戸建ての住宅の土地であったものが細分化されて五戸建てになるというようなことの傾向が、特に2区のほうでは出ておるのかなというふうに見ております。ですから、2区も急激にこのところ人口や世帯がふえておるのではないかとこのふうに見ております。そういうことが人口増加の大きな要因だと思っております。2区に限らず、今吉のほうでも、田園居住区の中でも、一気に10戸程度の新築住宅が建つというような動きが出てますので、いかにも駆け込みの建築みたいな気がしておるところで、見受けられるところでもあります。

今度は、次には、コンビニの近くに新店舗が建つと聞いたがと、聞き久しいが、周辺道路は大丈夫かという質問であります。店舗開発については県及び村の道路部局といいますか、村のほうを担当であります。それから、商工部局、交通安全部局等の関係機関と交通安全対策、渋滞対策について協議をして計画いたしております。想定される店舗開発区域の東側の村道橋通道線と南側の農道は2車線、片側歩道付きの道路幅員が9メートルで整備をするという予定であります。南側の農道というのは、開発事業者が道路を新たにつくられるというものであります。431と集落の間に1本道路ができるということになるかと思えます。出入り口につきましては、国道431号には来店専用、退店専用を別々に出入り口をつくるということでもあります。開発区域西側の県道は通学路でありますので、来・退店者、店に来られたり、帰られる方の交通量が最も多いと見込まれることから、国道431号日吉津交差点側からの431号交差点から側の交差点から入られる来店専用入り口のみを設置し、431から南に上がって来られる、この役場線を上がって来られる方は来店専用入り口のみを設置し、役場側からの来店者が右折をして直接店舗に進

入できないよう、また、店舗敷地から直接県道に退店できないように、県道のセンターにポストコーンを設置をして適切に交通誘導を図るといった計画にしておるところであります。その他の来られたりお帰りになる方のルートは、区域南側の道路を、これ、先ほど言いました2車線、片側歩道の幅員9メートルの新設ものでありますけども、区域南側の道路を経由することとして交通安全対策、渋滞対策を図ることといたしております。

次に、日吉津村に視察にお見えになる方もふえて村をアピールする機会でもあるけれども、日吉津村役場という看板を正面玄関に設置できないかということについて、平成元年に役場を新築した際、県道からの来訪者に役場を認識していただくために東側の敷地内に看板を設置をいたしましたところでありまして、御指摘のように、近年視察がふえて正面玄関を利用されるということでもあります。中型バスで来られますので、東側の玄関出入りされないということだと思っておりますが、ふだんは駐車場が東側にあるため、村外の方でも正面玄関を利用される方は少なかったというようなこともあり、今のところ正面玄関への設置は考えていないと。このごろの、通常の個人の利用も東側の玄関のほうの利用のほうが多いというふうに考えておりますので、今のところ正面玄関への設置は考えてないというところでありまして。

次に、公民館・図書館・健康増進の機能を備えたヴィレステホールのということですが、ヴィレステがオープンして3年半になるけれども、当初期待していた姿になっているのかということでもありますけれども、予想に反してといいますか、予想以上の、図書館においてもホールにしても出会いストリートにしても、質問の中にもありますように、非常に予想以上に村外の方の利用が多いというのは想定しなかったところでありまして。3年半ということでもありますので、感覚的には非常に多いなという感覚がありますけれども、この質問を受けまして、やっぱり利用者の利用の実態をそれぞれの機能に応じて検証をしてみることが必要かなというふうに思っています。さらに、このごろではヴィレステ応援団というような組織もできておりますので、それはヴィレステの利用を考えていただくという組織でありますけれども、設置主体の我々としても、やっぱり当初の目的に沿ってそれ以上のお使いをしていただいている部分、さらには改良をしていかなければならない部分も恐らく出ておるだろうというふうに思いますので、改めて検証をしていくことが必要であるというふうに思っています。

次に、ヴィレステひえづの駐車場がわかりにくいということがありますが、もともと駐車場のスペースが少ないですので、使い回しをしてやっていくということであの施設ができております。ですから、駐車場をヴィレステだけで大きなものをつくるという当初からの発想はありませんで、あそこに公共施設が集約化していますので、それぞれの駐車場を合理的に使い回すということで、

何らかのイベント等のときに、多少狭いなあという感じはあるかもしれませんが、今のところは駐車場がなくて困ったという表現はまだないのではないかと。わかりにくいということはあるかもしれませんが、今、かつての中央公民館を解体をして駐車場に使っていますので、あそこも結構有効に使われておりますし、あそこの部分がイベントで満杯になるというのはまだ感覚的には見てないという感じで受けとめておりますので、駐車場はそこそこ使い回しで充足ができてるなあというふうに思います。具体的には、ヴィレステの敷地内で東側、北側、西側に合わせて41台、元もりハウス前の駐車場に23台ということで、村内外の方に利用させていただいておるわけですが、そこで村外の方がヴィレステを利用される際の申請時に、駐車場の位置を説明し、団体内で周知をいただくようにしておるところでありますけれども、なかなかそれが徹底しにくいのかなということでございます。また大きなイベントのときには、先ほど申し上げたようなことでございますので、臨機応変に対応をしていただいて、甚だしく駐車場が不足しておるという意見は出てないというふうに思っていますので、限られた土地の中で村有施設の敷地を活用しながらの対応になりますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

そして、⑤になりますか、家を建てて新しく自治会に入られる世帯も多くなったということでもありますけれども、そこでコミュニティの強化は急務ではないのかという質問であります。井藤議員の質問にもありましたが、コミュニティ計画、防災マニュアルの作成などを中心にこれまで取り組んできましたし、取り組まれてきました。今後は、これまで行ってきたことの見直しや、住民と行政が役割分担して協力・連携を図り、現状に即したコミュニティづくりに向けて、各自治体が主体的に課題抽出、解決策、検討などを行って、我が事として住民一人一人が地域のことに目を向けるなど、コミュニティ活動が継続的に続くよう取り組みを始めたところでありますので、御理解をいただきたいと思っておりますし、現実のコミュニティの各自治会と役場との行政との協議において、地域の中でお話を始めたというのは、せんだって、きのうの井藤議員の質問でもお答えをしたところであります。

次に、大きな2番目の、最近の地域の困り事はどうかということですが、議員御指摘のとおり、本村においては、防災無線や村報で、いわゆる詐欺商法やペットのふん尿、ごみの分別、野焼きなどの注意喚起を行っております。実際に、村内で該当事案があったことにより、村民に注意喚起をしているものもありますが、県などからの情報や周知依頼に基づくものもでございます。村内に事案が多発をしているというものではありませんけれども、なかなか詐欺商法まがいの電話はかなり頻繁にかかってくるようでありますので、村民の皆さんもそこはそういう悪意を持つての電話であるのか、電話である可能性が非常に高いという気がしておりますので、村のほうで

も無線等を使って注意喚起をしておりますけれども、自身でも気をつけていただくことが大事ではないかなというふうに考えております。そういう意味では、特効薬はありませんし、この手の勧誘については、やっぱり被害に遭われる、うちの中ではありませんけれども、外の状況を聞くと何かそこにつけ込まれる要因といいますか、弱さがあったり、出たりするのかなあというふうに思いますので、繰り返し従来どおり、小まめに住民周知を行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、特にペットのふんなどにつきましても、これは常識的に家庭でやっていただかなければならないことでもありますけれども、改めて啓発をさせていただきますけれども、モラルを守ってもらいたいという気持ちで精いっぱいですので、こんな困り事を解消していくということでは決め手がありませんけれども、ごみの不法投棄も同じことでもありますので、やっぱり繰り返しの啓発をしていかざるを得ないということで認識はしておるところでありますので、そのようなことを申し上げて、松本議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問を許します。

松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 今回、すごく細かく分けてしまったのでわからなくなりそうなので、1つずついきたいと思ひます。

まず、①のほうなんですけれども、先ほど、本当にびっくりするぐらいに3,500人にあつという間に突破して、もう3,600人まで、村報を見ると12月1日であつ22人つというところだったので、すごいなと思ひて見せてもらったんですけれども、これといつて困つたこともなさそうですし、宅地のほうもどんどんおうちを建てたいという方が来られると思ひますので、それに対応していただきたいなというところなんですけれども、今のところ大丈夫というところではよろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 新築住宅の利子助成だけでも、この3年で実績として29件あるということですので、それはそれはすごい数字だと思ひて見てますけれども、ことしも予算を、4年目だろ、ことしはな、4年目になりますので、予算いっぱいの建築なり申請、3月までですので、申請になるかなというふうに思ひてます。改めて、今、うちには調整区域の中で住宅建設が可能だということところは11ヘクほどありますので、かなりの供給の土地がありますけれども、地主さんがお放しにならないということがありますので、これは役場側がそんな話を、啓発をしていかないけんのかなあというふうに思ひてます。その前に、例えば今吉の田園土地画整理事業のと

ころは、まだまだかなり空き地があります。かなりのものがあるそこに建つなあという気がしておりますけれども、地主さんがしっかりお持ちだということでもありますので、啓発をしながら住民がふえていく手法を講じていかなければならないということです。今々その住宅が建てどまったということではありませんので、やっぱりそこを見据えながら住宅可能地の開発も、開発といますか、地主さんが手を放していただくような考えも啓発をしていく必要があるというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。本当に、次々来られる方をお断りして、ほかに行かれないように頑張っていたきたいと思います。先ほど、人数を言ったのは、済みません、村報ではなくてホームページのほうで私が見たのです。3,578人です。

次なんですけれども、なかなか難しいんですが、細かく言っていた新しい店舗がそこまで計画ができているんだというのは、皆さんどうなってるかっていうのも言われてたので、ちょっと、あっ、そうなんだと思ってくださったと思います。これは小学生、中学生もですけども、やっぱり最近、事故が米子市で結構多いなというところで、教育長さんにちょっとお聞きしようかなと思うんですけども、横断歩道なんです。ここもそうなんです、イオンの西から東に渡るときとか、結構、信号がない横断歩道ってということなんですけれども、これは子供は関係ないかもしれん、同じような感じなんですけれども、そこで、子供は横断歩道は必ず車がとまるもんだと思っているという話がありまして、車は、ごめん、私は運転をしないのでわからないんですが、横断歩道に子供が立つ、信号がないところですよ、子供が立っていたらとまらなければ罰金になるとかって話を聞いたんですが、子供がいない、何もいないところはとまらずにスルーして行っても大丈夫みたいな感じなんですけども、何かで見たときに、子供が立っていても、この子供がお友達としゃべっていて渡るかどうかかわからない、そのときにとまらなかつたら急にその子供が歩き出したみたいな感じで事故になるってところなんです、子供に横断歩道では車は決してとまるものじゃないということを教えておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松本議員の質問にお答えします。

簡単に言うと、指導しておりますということになります。横断歩道を渡るときの基本的な渡り方として、一旦とまって、左右を確認してもう一回振り返って、それから安全を確認して渡るということは常日ごろ、基本的なこととして指導がされているというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。何となく米子市の子供さんが事故に2回ぐらい遭ったのかな、そのときは本当に横断歩道の車がとまらないのってというのがあったので、これはやっぱりお互いだと思うので、決して車がとまらないってことは、やっぱり保護者さんたちにも自分の子供の命は自分、子供もです、子供も自分の命は自分で守らないといけませんので、もう小学生ぐらいからは、その辺の指導もされているということで安心しました。

次々行かないとあれなんです、3つ目なんです、まだ考えていないということですが、視察に来られたときに、結構議会の方は写真を撮って帰られるんです、証拠写真ではないんですが、集合写真。その写真に写せる看板がないんです。玄関に何で看板がないのかと言われる。よそに行くとき大きな看板があるので、前は何か上につけると見えにくい、入らないみたいなことを言われたので、できれば縦につくって、木か何かで、だめなら毛筆か何かで書いていただけると、すごく、最近は何とか映えみたいなので写真に撮るとすごくいい感じだなと思うので、ぜひとも考えてないと言われずに、つけていただけると議会としても、もう日吉津っていうのをアピールするために視察に行ってるようなもんです、とは違うかもしれませんが、その辺はどうでしょう。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松本議員の御質問にお答えします。

確かに、視察に来られたときにないというのを、こちらのほうも余り考えたことがなかったので、気づいたということもありますし、内部で少し検討してみたいというふうに思います。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 検討、課長はよく検討という言葉が使われます。検討っていうのは善処するという意味で、ほぼ確定ということでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長、確定ですね。

○総務課長（高田 直人君） まあ、お金のこともありますので、ちょっとその辺は十分検討させていただきます。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 約束いただいたように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4つ目なんです、これは4つ目はあれでしたね、福祉センターの駐車場があるわけです、言いたかったのはそこなんです。たくさん駐車場つくってもらっていて、イベントでたくさんあ

て困っていないというのはわかっているんですが、福祉センターの駐車場の使い方、ヴィレステがあって、道路があって、福祉センター、そこを使っていかどうかというのがわからないという方がおられるわけです、私が聞きたかったのは。そのところもはっきりしていただきたいんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松本議員の御質問にお答えします。

確かに、ヴィレステの道を挟んだ反対側がデイサービスもありますし、社協の駐車場ということになっておりますけども、一応、共有するというのでお願いはしてありますので、その辺で御利用いただければというぐあいに思ってますけども。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） それがよくわからなくて、いつでもとめていってということでしょうか。何かこの間は午前中だから大丈夫ですよとかって言われて、ヴィレステに入ってきた方があったんですが、午後、午前関係なく大丈夫ってことを言われるようにヴィレステで言っているってことですね。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 社会福祉センターのほうで会とかがなければ使っていて、午前、午後でもいいと思っております。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。では、次は聞かれたらそう答えたいと思います。

あと、ヴィレステの前で結構、先ほど言われた道路があるんです。すごく狭い道で、ありますね、道路が。プールのほうに抜けるやつです。あれがこちら側の社会福祉協議会、福祉センターのほうと、こちらのヴィレステのほうで、その道路を挟んでお話をされる方がすごいちょうどいい距離なんです。あれを道路と考えるのがわからないという意見があって、下手するとちょっとずつ出てこられて、この辺でしゃべっておられるっていうのが結構あるらしくて、あれをあそこの向こうにおうちがある方がるので、そこでしゃべられていて、プップって鳴らすのかどうかすごく困っておられるんですが、あれがいかにも道路っていうふうになるようにできるっていうことはないかと聞かれたんですが、どうなんでしょう。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松本議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、あそこら辺のところについては、なかなか道路というふうな受けとめ

られない方もあるのかなというふうには感じてはおりますけれども、そこをどうにかせっていう話になるのかなとは思いますが、今現在そういったようなことについて対応を協議しているということはないので、また、今後どのように通行される方について、認識してもらえるような姿にするってということについて協議を、検討を進めていきたいと思えます。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） また、検討されるんですけども、ただ、課長がそう思ってくさっていたとは、私はよかったなと思うんですけど、何か色をつけてくれとか、結構ああいうことを言われるんですが、どういう意味かちょっと私にはわからないんですけども、そういう声があったということで、例えば前向きにどういう形か私もわかりませんので、そういう声があったということをお願いいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） その件については、ヴィレステの施設長に伝えておりますので、何らかの形で啓発をするようにと、利用者に対して、ということと、また標示のことでは、先ほど益田課長が答えたとおりで、改めて検討していく必要があるかなあというふうに向ったところであります。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 5つ目でいいんですね。これは、きのう同僚議員の答えがあったので大体はわかるんですけども、きょうもおっしゃってくださったのが、コミュニティの職員さんがメインではなく、自治会は自治会の自分たちでやるんだということで、その補助、補助はないんですけど、支援という言葉がすごくひっかかっているんですが、支援していただくっていうのもあれなんです、というのが前回ありました、上2なんです、私は、上2のときに、前回のコミュニティを立ち上げるというときにすごく頑張ったんです。それで疲れている方がふえてきているんですが、そのときは、もう大分前ですので、そのときは7つのコミュニティをつくりました、上2では。今残っているのが、大体が世代間交流ぐらいなもので、自然消滅って言ったら変ですけど、自然に何となくなってきたって。このときにも本当に役場職員さんは、あのときは一生懸命来られたのにどこに行ったんだろうという声、うちでも確実に出てましたので、それをどうするかっていうことを、じゃあ、なくすのかどうするかっていうのが出てるときに、ちょうど今回のお話が出たのでよかったなと思うんですけども、先ほどあったように、おうちがたくさん建ってきて本当にいろんなところから来られてますので、今までのコミュニティが普通に使えるかっていうと、もうそういう場合ではなくなってきているので、新たなことを考

えなきゃいけないというところにきてると思うんですけども、いろんな年代がいますし、いろんなところから来られてるんで、ライフスタイルっていうのが全く違うんですね。今までこうだったからこうしてくださいっていうのが絶対に通用しませんので、もう全て、何でしょう、集まりがあったら全員、各家から集まって何とかって、今までもなかったんですが、そういうような難しくなってきたので、そこをどう引き出してくるかっていう、じゃあ、みんなもう知らない人は自分たちでやってくださいなんていうことは絶対にあり得ないことですので、一番困るのがやっぱり防災の面ですね。雪かき一つにしてもそうだと思うんです。難しくなってきたので、その辺をきのうのお話ではちょっと私にはわかりにくかったんですけども、職員さんが何人というのわかりました。どういう形でやってきて、どこに来て、じゃあ、何をするのかっていうところをちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松本議員の御質問にお答えします。

大まかなところはきのう答弁したところですけども、職員がまず行って、各自治会のほうに、役員会なり打ち合わせをして、そういう会に出させていただいて、まずは何か課題がないかとか何か困ってることがないかというようなことをお聞きしたり、今まで3回、4回出てるんですけど、大体最初に言われるのは特に困ったことはないというような、やっぱり御意見を言われるんですけど、やっぱりいろいろ多分話していく中で、例えばごみで実はこういうことがちょっと少し問題があってというような、そういうことをまずお聞きして、どういうぐあいに、じゃあ、各自治会でそれを対応するか、じゃあ、それに対して行政として何ができるかというようなところを、今後少しずつ、ですから、まずはその状況、自治会の現状をお聞きして何か課題を見つけてお手伝いできることがないかなということがスタートかなというぐあいに思ってます。以前も、先ほども言われましたように、上2は7つの委員会があって、職員として私も出たりしております、ただ、やはり自治会長さんがかわられたり、いろいろすると、やはりコミュニティと自治会との役割がどうなのかとか、少しそういうことがあってだんだん少し下火になったりしたこともあって、そういうときになかなか職員も出づらくなったりして、なかなか上2のほうにも出れなくなったということもあります。ですから、そういうことのないように、自治会と十分お話を聞きながらサポートできることがないかなということを探り探りですけども、一緒になってきたらなというぐあいに思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。本当に困ったことはないと言われるのは、多分困

ったことが何かもわからない状態の方が、自治会長はかわるし、班長さん1年でかわったり、2年でかわったりしますんで、そのところをやっぱり引き出していただくのはありがたいですけども、じゃあ、行政のほうにおんぶにだっこでいいのかっていう問題は絶対ないですので、ただ、来てもらってしまうとそういう感覚を持ってしまう方が多いので、そこを上手にアドバイスなり何かしながらしてくださるのかなと思ってらるんですが、そうでいいですね。なので、そのところはまた、きのうもされてますので詳しくはいいと思います。

ここまで来て、2点目のほうなんですけれども、先ほど言いました、防災無線でこの間あったようなことを、お知らせはわかるんですが、こういうことがありました気をつけましょうで、その後どうなったかっていうのは余り聞こえてこないというので、すごく不安を持ったままの方があるといってお伝え、こうなりましたということは個人情報もありますのである必要はないんですけども、その辺をそういうことを何か怖がられてしまうっていう感覚があるってところもちょっと考えていただけたらいいなと思います。それで、今までそうです、情報流して注意してくださいっていうので、大体今までそうやって終わっていたものかどうか聞かせてください。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松本議員の御質問にお答えします。

結果が出るものについては、こういうことでしたということで放送できるんですけど、そういう案件があって本当に注意喚起っていうか、そういう場合はもう注意喚起を繰り返すっていうこともありますので、結果が出るものについては、そういう結果がありましたという放送はするようにしております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 次は、犬のふんの部分ですけども、条例があってからは結構皆さん関心を持ってあれだったんですが、なかなか、最近歩いていると本当に犬のふんとか、御丁寧な袋に入れてあるコンビニの袋にいっぱいいろいろなものが入ってこう置いてあったりとかするので、これを不思議なもんなんですけど、犬のふんのことなんですけども、以前は「皆さんが迷惑されています、こうしてください、ああしてください」という村報の書き方だったんですが、今回何でこれを言ったかという、今回の村報の書き方が「お宅の犬や猫、御近所から嫌われていませんか」という、この書き方だったんですよ。これはすごいなと思って、わかりませんがどなたか。飼い主さんはやっぱり犬とか家族だと思っておられるんで、すごく大切にされているので、その犬が嫌われていませんかって言われたら何となく考えるんじゃないかっていう、この情に訴

えるような、こういうやり方をちょっと変えられたのかなっていうのをちょっと思ったので、聞かせていただこうと思ったんですが、これはそういう考えがあったんでしょうか。御存じでしょうか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

よく行政懇談会なんかに出たときに、最初のころにはやはり、村報だけではなくって防災無線でもそういうこと周知してもらわんと、見るだけじゃなくって聞けばやっぱりみんな耳に残るといふことで、たしかこれは上口2区の懇談会のときに言われた方があって、防災無線でも定期的に入れております。今の、ちょっと村報の訴え方というのがどういふ、そこまでの意図だったかかっていふのは私もはっきりと、担当職員のほうに原稿のほう、つくってもらってますのであれですけど、やはり最近多いので、そういうことでやはり、だんだん高齢とか単身世帯になられるとペットというのでも家族的な役割を果たすようになってきておりますけれど、やはりそれについて御近所にも迷惑、犬よりも最近どちらかという猫のほうでの問い合わせっていふことも近所の方からあったりというようなこともありますので、そういうことも踏まえて、やはりみんなが地域でうまく連携、うまくやっていけるといふと、ちょっと言葉が思いつかないんですけども、御近所同士がしっくりいけるようになっていふことの中で、御家族、そのペットを飼っておられる方に対しての気づきという意味でそういう表現になったと思っておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 本当に手をかえ品をかえではないですけども、罰則も大事かもしれないませんが、やっぱり自分のことで犬や猫が嫌われないように何とか自分でしていただきたいなという思ひで、これは本当にいろいろなやり方があるなと思ひて見ていました。

最後なんです、野焼きをやめましようというのもありました。これ原則禁止ですといふことなんです、お互い気持ちよく生活できるようにいふことでしょ、これも。その中で、農業に伴う野焼きやとんど焼き等は例外として認められていますといふのが村報に載っています。このとんどさんですね、1月の、うちは7日なんですけども、これが自治会で今すぐどうしようといふ問題になっているといふのを村長は御存じですか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 御存じかといふことでもありますので、承知いたしてあります。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） これも自治会の問題でもありますので、行政でどうこうっていうのはありませんし、どうでしょうって聞く気ありませんけれども、本当にこういうことが今まで当たり前で正月のことでやってたってことが違う目線というか、違う角度から見るとすごい危ないことをしていたという考え方も出てくるんです。こういうことが本当にいろんな、何というんでしょう、多様な考え方が出てきてますので、今まで通ってたことがどんどん変わってくるっていう場合があるので、その辺もやっぱり自治会で困り事になってくるので、その辺もまた役場の方が来てくださるときには相談に乗ってあげてほしいなと思います。

あと、先ほどから村長が2区、2区とおっしゃるんです。これを私はどうもあれなんですけど、本当にいろんな、昔って言ったらいけない、前からおられる方は上口1区、上口2区でやっておられたんです。私が習ったのは、上二自治会ですよと言われて、「かみに」の「に」も漢数字の「二」だということが正式ですよと総務課で聞いたような気がするんですけど、ただ、どうしても上口2区とか1区とかになってしまうんです。バスが上口1区、2区って載ってるんですよ、バスの新しいやつ。あれがいいのか悪いのかはわからないんですけど、正式にはどうなんでしょう。これは困り事です。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） そうですね、昔から上口1区、2区っていう通称っていいですか、ずっとそういう形で、最近、確かに上1自治会とかっていう、文章とか出すときにはそういういい方で出したりしますけど、まだまだ上口1区、2区って呼ばれてる方もおられますので、あながち間違えではないというぐあいには思っておりますけども、実際には表示としては、今、区っていう、日吉津上1自治会とかっていういい方になってるかなというぐあいに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 本当に新しい人に聞かれてどうかっていうのは、何でかっていうと、公民館に上口二区自治会っていう看板、きょうは看板でしつこいようですが、看板っていうか出てるんですね。あれを見られるので上口2区じゃないですかって言われるんです。そのところの正式なことをきょう聞いたかったんですけども、また改めて聞かせていただいて、もし上2自治会であれば、その公民館の看板なりを変える予算をつけてくださるとうれしいなと思って、終わりたいと思います。

○議長（山路 有君） 以上で松本議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

次回の本会議は12月10日、来週月曜日です。午前9時から議案質疑を行います。本議場にお集まりください。御苦労さまでした。

午前10時49分散会
